

米國の都市交通取締條例準則(一)

武井群嗣

はしがき

道路交通事故特に自動車に基因する人的的及經濟的の損失は、現代生活に於る浪費中最も顯著なる事例の一たるを疑はない。此の現象は眞に世界的とも謂ふべきものであるが、特に地球上の存在する自動車の九割を占有すると言ふ米國に於て其の最も著しきものがあるので、是等の損失を未然に防止するの策を講ぜんが爲、曩に同國商務省に於ては檄を飛ばし、米國自動車協會、米國電氣鐵道協會、米國商業會議所、全國安全會議等其他交通に關係ある諸團體の協力を求め、其の好意的贊同を得て一九二四年十一月第

一回の全國街路及道路交通保全會議(National Conference on Street and Highway Safety)を招集した。會議は鐵道、保險會社、軌道、自動車製造業者、商工組合、貸自動車會社、安全會議、各州道路職員及自動車委員、地方警察官吏及交通取締官、勞働組合、自動車乘用者組合、婦人安寧組合、技術者、教育者及一般公衆等各方面を代表する凡そ六百人の委員を以て組織せられ、各員慎重討議の結果、各州政廳に對し街路及道路取締規則の制定を勧告し、各州の協力して爲すべき事業及將來本會議の爲すべき事項等を決議した。第二回の同會議は一九二六年三月を以て開かれたのであるが、今回は大統領より各州知事に對し其の州を代

表する者を派遣すべき旨を要求したので、前回に委員を送つた各團體及組合の代表者と各政廳の代表者とを合せ約一千名の多數を以て會議を開き、其の法規統一に關する委員會に於ては、自動車登録、運轉手免許、自動車運轉具の他自動車及自動車交通に關する統一的法規案を作成し、夫々本會議の採擇する所となつたのである（本誌第九卷六號六五頁以下参照）。

街路及道路交通の保全に關する全國會議は本年も亦商務省主催の下に開會されたのであるが、此の度は初回以來の縣案たる街路道路に於ける交通取締に關する統一的規則案を制定することとなり、先づ都市交通取締法案に關する委員を設け、右委員會に於て各州都市當局の制定すべき交通取締條例の準則又は範例を起案すると、なつた。委員會は慎重審議の結果之を作成し本會議の議に附した處、本會議に於ては更に之を審査し若干の修正を加へたる上之を可決し、且一般都市當局は速に之に準據して各都市の事情に適合する交通取締條例を制定すべき旨を勸告することになつ

たのである。而して同委員會 C.W. Storck 氏の言に依れば、本條例準則の全文は更に熟慮討議の餘地を存する爲、合衆國及加奈陀に於ける總ての都市當局に發送したのであるが、今後各都市當局に於て之に準據したる交通取締條例を制定公布するに於ては、將來全米國を通じて統一したる交通取締規則の實施を見るに至るであらうとのことである。

國土人情風俗を異にし交通に關する施設の狀況必しも同一ならざる米國の交通取締規則を直に採つて我が國のそれに用ひんとするのは無謀であるけれども、近時此の方面に關する調査研究の最も進歩したる米國の制度は必らずや我が國に於ける路政當局者の参考に資せらる、價值あるべきを信じ、私は本年七月二十三日同會公表に係る右模範條例の全文を茲に紹介することとした。但し、素之淺學の爲譯文生硬、加ふるに意味明瞭を缺くの嫌なしこしないが、其の點は他日を期して是正するつもりである。

都市交通取締條例準則

第一章 用語の意義

第一條本條例ニ於テ使用スル用語ノ意義。

一 街路又ハ道路 (Street or highway) ムハ一般交通ノ用ニ供スルニ設ケタル總テノ道路ヲ謂フ。

二 私道 (Private road or driveway) ムハ一般車馬ノ交通ヲ許ササル道路ヲ謂フ。

三 車道 (Roadway) ムハ街路又ハ道路ノ兩縁石線ノ間ノ部分即チ車馬ノ交通ニ充テラレタル部分ヲ謂フ。

四 歩道 (Side walk) ムハ縁石線ト道路ノ境界線トノ間ノ部分ヲ謂フ。

五 交叉點 (Intersection) ムハ縁石線ノ延長ト側面ヨリ來レル他ノ縁石線ノ延長ト相交會スル部分ノ線内ニ含マ

ル、地域ヲ謂フ。道路ニ縁石線無キ場合ニ於テハニツ以上ノ道路ガ角度ヲ成シテ相交會スルトキ其ノ道路區域内ノ地域ヲ謂ヒ、一ノ道路ガ他ノ道路ヲ横切ルト否トヲ問ハザルモノトス。

六 橫斷歩道 (Crosswalk)

トハ縁石線ト道路ノ境界線トヲ延長スルトキ包含セラルベキ交叉點ニ於ケル車道ノ部分、又ハ歩行者横斷ノ爲標識其ノ他ノ記號ヲ路面ニ表示シタル車道ノ部分ヲ謂フ。

七 安全地帶 (Safety Zone) ムハ當局者ガ特ニ歩行者ノ爲ニ車道内ニ於テ設定シタル區域ヲ謂ヒ。其ノ安全地帶トシテ使用ヒラル間ハ必ず適當ナル標識ヲ以テ之ヲ明示シ且保全スルコトヲ要スルモノトス。

八 車馬 (Vehicle) ムハ其ノ内部、上部又ハ夫レニ依リテ人又ハ物品ヲ車道上ニ於テ運搬スル物ヲ謂フ。但シ、人力ニ依ルモノ、及ビ特ニ敷設セル軌條ニ依ルモノヲ除ク。

九 自動車 (Motor Vehicle) ムハ本條ニ所謂車馬ニシテ自動的に推進スルモノヲ謂フ。

十 電車 (Street Car) ムハ街路上ニ敷設シタル軌條上ヲ進行スル運搬具ヲ謂フ。但シ蒸氣ニ依リテ推進スルモノヲ除ク。

十一 公認非常用車馬 (Authorized Emergency Vehicle)

トハ消防用車馬、警察用車馬又ハ市役所ノ非常用車馬

若ハ擔架及ビ（警察官署）ノ認可シ若ハ指定シタル公

益團體ノ非常用車馬ヲ謂フ。

十二 歩行者（Pedestrian）トハ徒步スル人ヲ謂フ。

十三 操縱者（Operator）トハ車馬ノ運轉又ハ操縱ノ實務

ニ當ル者ヲ謂フ。

十四 交通（Traffic）トハ歩行者、駕サレ又ハ群レル獸、

車馬、電車又ハ單車若ハ聯結運轉ヲ爲ス運送機器ノ進

行ノ爲ニ街路ヲ使用シツツアルモノヲ謂フ。

十五 通行權（Right-of-way）トハ街路ヲ直接ニ使用スル權利

ヲ謂フ。

十六 駐車（Parking）トハ貨物ノ積卸ニ從事スル者又ハ交

通規則若ハ信號ノ爲ニ一時停車スル場合ニ非ズシテ道
道上ニ車馬ヲ駐ムルコトヲ謂ヒ、車馬ヲ使用スル者ノ
在ルト否トヲ問ハザルモノトス。

十七 公設交通標識（Official Traffic Signs）トハ交通ノ指

導、警戒又ハ整理ノタメ其ノ權限ヲ有スル公共團體又

ハ官廳ニ於テ設置シタル交通信號以外ノ標識、記號又

ハ器具ニシテ本條例ノ規定ニ抵觸セザルモノヲ謂フ。

十八 交通整理信號（Traffic Control Signal）トハ着色光

若ハ文字又ハ其ノ兩者ヲ使用シテ「進メ」「止レ」ヲ交

互ニ指揮スルモノヲ謂ヒ、人力ニ依ルト電力ト又ハ機

械ニ依ルトヲ問ハザルモノトス。

十九 警察官（Police Officer）トハ都市警察官吏又ハ他ノ

官吏ニシテ交通ヲ指揮整理シ、交通規則ニ違反スル者

ヲ拘引スル權限ヲ附與セラレタル者ヲ謂フ。

「鐵」 街路又は道路なる語は最も簡単にして而かも繩ての道路
を包含する如く定義し、歩道も之に含まるゝものと爲した
り。或る州に於ては其の法律の要求する所に従ひ、特殊の公
道例へば橋梁、高架道、車馬用隧道、廢路、大路等の意義に
付更に考慮を加ふることを要すべきも、多くの州に在りては
斯かる列舉を爲すことを要せず、あらゆる種類の道路は概ね
一般交通の用に供する爲に設けたる總ての道路なる語句中に
包含せらるゝものと信ず。

第一條 警察の交通指揮

本條例ノ規定ヲ實施スルハ本市警察署ノ任務トス。本市警

察官吏ハ本條例ニ從ヒ自身又ハ視聽ニ訴フル手段ニ依リテ

交通ヲ指揮スル權限ヲ有ス。但シ、火災其ノ他ノ事變又ハ
交通ヲ速進セシメ若ハ步行者ヲ保護スル必要アル場合ニ於

テハ警察官又ハ消防吏員ハ本條例ニ依ラザル交通ノ指揮ヲ
爲スコトヲ得。

第三條 (警察委員又ハ交通當局)ノ非常

時ニ於ケル特例ヲ設クル權限

(警察委員又ハ交通當局)ハ本條例ヲ實施スル爲ニ必要ナル
細則ヲ制定シ又ハ非常時若タハ特別ノ狀態ニ應ズル爲ノ

暫定規則ヲ設ケ及ビ之ヲ實施スルコトヲ得。

〔註〕 本條及び他の條項中に使用せる交通當局 (Traffic authority)なる語は、都市に於て本準則に據る條例を制定したる場合に任命すべき官公吏を謂ひ、警察官、交通技師、交通巡査等より成る局課を指し、其の任務は本條例に規定する事項の實施に當るものとす。尤も、或る州に在りては他の州に於けるよりも精細なる部局名を有するを以て、茲に所謂交

第四條 警察官ニ對スル服従

警察官吏ノ與フル適法命令、信號又ハ指揮ニ應ズルコトヲ拒ミ又ハ之ニ應ゼサル者ハ違法トス。

第五條 官公署使用人ノ交通規則ニ對スル服従

本條例ノ規定ハ合衆國政府、本州、本郡又ハ(本市)ガ所有シ又ハ使用スル車馬ノ操縱者ニモ適用セラレル。從ツテ、當該操縱者ガ之ヲ犯スハ違法行爲トス。但シ、本條例ニ於テ許容セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第六條 非常用車馬ノ特權

車馬ノ進行、停止及駐車ニ關スル本條例ノ規定ハ、非常場合ニ於テハ其ノ車馬ニ之ヲ適用セズ、但シ、此ノ特例ハ當該運轉者ガ他人ノ安全ヲ無視シタル結果ヲ許容スルコトナシ。

第七條 荷車ヲ押ス者、自轉車又ハ動物ニ乗レ

通常局なる名稱に代るに各都市行政團體の正確なる稱呼を以てすることあるべし。

ル者ノ服従

車道ニ於テ荷車ヲ押ス者、自轉車ニ乘レル者又ハ動物ニ
乗リ又ハ之ヲ御スル者ニハ、其ノ他ノ車馬ノ操縱者ニ適用
セラレル本條例ノ規定ヲ適用ス。但シ、車馬ノ設備ニ關ス
ル事項其ノ他本質的ニ適用スルコトヲ得ザルモノハ此ノ限
ニ非ズ。

第三章 交通標識及信號

第八條 交通標識及信號

一（都市ノ立法部）ハ其ノ議決ヲ以テ總テノ公設交通標識
及交通整理信號ノ性質及形式ヲ決定スルモノトス。

（交通當局）ハ前項ノ規定ニ依ル交通標識及信號ヲ設備
シ維持シ又ハ設備維持ノ手續ヲ爲スノ權利ト義務トヲ有
ス。

第九條 交通標識及信號ニ對スル服従

車馬操縱者又ハ電車ノ運轉手ニシテ、本條例ノ規定ニ依リ
設置シタル交通標識及信號ノ指揮ニ從ハザルモノハ違法ト
ス。但シ警察官ノ指揮ガ交通標識及信號ノ夫レト異ナル場
合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第十條 交通整理信號

前二項ノ規定ニ依ル總テノ交通機標識及信號ハ、實行シ
得ラル、限り、當該（都市）ノ何レノ場所ニ於テモ、其
ノ形式及位置ヲ一定セシムルコトヲ要ス。

交叉點ニ於ケル交通ガ着色光ニ依ル信號又ハ「進メ」「注
意」（又ハ「待テ」）及「止レ」ノ文字ヲ以テ交互ニ指揮セ
ラル、場合ニ於テハ、其ノ色光又ハ文字ハ必ズ左ノ意味ヲ

二 本條例ノ規定ニ依ル交通標識ニ違反スル者アル場合ニ

於テ若シ該違反行爲アリタル時ト所ニ於ケル必要ナル標
識ガ適當ナル位置ニ在ルコトナク又ハ普通ノ任意力ヲ以
テスルモ十分ニ之ヲ看取スルコトヲ得ザルモノナルトキ
ハ之ヲ強制スルコトヲ得ズ。

表示スルモノトス。但シ第十六條ニ規定スル場合ヲ除ク。

一 緑色又ハ「進メ」。此ノ信號ニ面スル交通ハ進行スルコトヲ得。但シ、車馬ノ交通ハ此ノ信號ノ表示セラレタ

ルトキ適法ニ横斷歩道又ハ交叉點内ニアル歩行者及車馬三通行權ヲ譲リタル後ニ於テスルモノトス。

二 黄色又ハ「注意」(又ハ「待テ」)。此ノ信號ガ綠色又

ハ「進メ」ニ續イテ表ハレタル場合ニ於テハ、之ニ面スル交通ハ、交叉點ニ接近シ過ギタル爲安全ニ停止スルコトヲ得ザル場合ノ外、停止スルコトヲ要ス。

三 赤色又ハ「止レ」。此ノ信號ニ面スル交通ハ、綠色又ハ「進メ」ノ單ニ表ハル、迄、交叉點ニ入ル前ニ於テ停止シ真ノ位置ニ留ルベシ。

〔註〕 各都市が交通整理信號を設備するに當りては、第十條に示すが如き三色式を採用せられんことを推奨す。

又、黄色又は「注意」若は「待テ」が赤色又は「止レ」の信號の表はれたる後、綠色又は「進メ」の信號の表はるゝ前に示されざることを勧む。蓋、黄色又は「注意」の信號を斯く使用するときは、該信號に面する交通は綠色又は「進メ」

の信號の表示されざる以前に於て進行を開始し、他の交通が交叉點を通過するの妨害となるを以てなり。

或る都市に於ては單に二色式の交通整理信號を使用し、又或る交通技師が之を推奨することは普く認めらるゝ所なり、二色式とは綠と赤の二色又は「進メ」と「止レ」の二信號にして兩者交代の間に一定時間を置かざるものと謂ふ。若し或る都市が單に是等の二色又は二個の表示信號を使用して兩者交代の間に一定時間を置かざる場合に於ては、本文第十條の規定は次の如くなるべし。

第一何條 二色式交通整理信號

交叉點ニ於ケル交通ガ綠色光及赤色光ニ依ル信號又ハ「進メ」及「止レ」ノ文字ヲ以テ進行及停止ヲ交互ニ指揮セラレ兩信號ノ間ニ一定時間ヲ置カザル場合ニ於テハ、其ノ色光又ハ文字ハ左ノ意味ヲ表示スルモノトス。但シ第十六條ニ規定スル場合ヲ除ク。

一 緑色又ハ「進メ」。此ノ信號ニ面スル交通ハ進行スルコトヲ得。但シ車馬ノ交通ハ此ノ信號ノ表示セラレタルトキ適法ニ横断歩道又ハ交叉點内ニ在ル歩行者及車馬ニ通行權ヲ譲リタル後ニ於テスルモノトス。

二 赤色又ハ「止レ」。此ノ信號ニ面シテ待チツ、アル交通ハ綠色又ハ「進メ」ノ信號ガ表示セラレ、其ノ信號ニ面

セル交通が交叉點ニ入ル前ニ停留スル迄ハ進行スルコト
チ得ズ。但シ接近シテ、アル車馬ガ赤色又ハ「止レ」ノ
信號ノ表ハレタル初期ニ於テ既ニ交叉點ニ接近シ過ギ爲

ニ安全ニ停止スルコトチ得ザル場合ニ在リテハ、當該車
馬ニ限り進行チ續クルコトチ得。

特別の事由ある場合に在りては赤色又ハ「止レ」の信號に
面せる交通が右又は左に轉向することを許すを以て得策とす
ることあり。此の場合に於ては第十條に左の一項を加ふるを
可ミ。

特別ノ事由アル場合ニ於テハ綠色光ノ矢形又ハ特殊ノ標識
ヲ用ヒテ、本條ニ規定スル交通整理信號ニ依レバ進行スル
コトヲ許サレザル交通ヲ、其ノ矢形ノ示ス方向ニ轉ズルヲ
許スコトアルベシ。

第十一條 非公認ノ標識及信號ノ設置ノ禁止

何人ト雖公設ノ交通整理信號又ハ交通標識ノ模造又ハ類似
ト認メラルベキ交通標識、信號若ハ器具ヲ街路上ニ設置、
保存若ハ表示シ又ハ之ニ依リテ交連ノ方向ヲ指揮シ又ハ之
ニ依リテ公設ノ標識又ハ信號ヲ隱蔽スルハ違法行爲トス。
前項ノ規定ニ依リ禁止セラレタル標識、信號又ハ器具ハ總

テ公安ヲ妨害スルモノナルヲ以テ、「警察官署」ハ催告ヲ用
ヒズシテ之ヲ除却シ又ハ除却ノ手續ヲ執ル權限ヲ有ス。

第十二條 標語妨害ノ禁止

何人ト雖公設ノ交通標識又ハ信號ヲ故意ニ塗抹・毀損、移
轉、隱蔽スル等其ノ效用ヲ妨害スルハ違法行爲トス。

第十三條 橫斷歩道ヲ標示スル（交通當局）ノ權

限

（交通當局）ハ車道ヲ橫断スル歩行者ニ對シ危險ノ虞アリ
ト認ム交叉點ニ於ケル横斷歩道ノ他特ニ必要アリト認ム
ル個所ヲ選定シ、當該車道ノ表面ニ適當ナル標識、標線其
ノ他ノ裝置ヲ設ケテ之ヲ指示シ其ノ維持ヲ爲ス權限ヲ有
ス。

第十四條 安全地帶及安全徑路ヲ標示スル（交通 當局）ノ權限

一（交通當局）ハ歩行者ヲ保護スル爲必要アリト認ム個所
ニ適當ナル種類又ハ形式ノ安全地帶ヲ設置スル權限ヲ有ス
二（交通當局）ハ本條例ノ規定ニ照シ適當ナリト認ムル

個所ノ鋪装街路上ニ安全徑路ヲ標示スルノ權限ヲ有ス。

「註」 交通當局に於て交叉點を選定し、其の地點に於ては左轉向を爲さしめることを要する場合に於ては、第十四條に左の一項を加ふべし。

三（交通當局）ハ車馬ノ操縱者が左轉向ヲ爲スベカラザル交叉點ヲ選定シ、其ノ地點ニ適當ナル標識ヲ設置スルノ權限ヲ有ス。

本條例に於て左轉向を禁止する交叉點を選定する必要ある場合に於ては、第三十八條を次の如く規定することを要す。

左轉向ノ禁止——左記ノ交叉點ニ於テハ（日曜其ノ他ノ公休日以外ノ日ノ午前七時ヨリ午後七時ニ至ル間ニ於テ）左轉向ヲ爲スベカラズ。

此ノ規定ヲ表示スル爲ニハ特殊ノ標識ヲ設ケ且之ヲ維持スルコトヲ要ス。

歩行者の進行遲々たるき其の他特別の事由ある場合に於ては右轉向又は總ての轉向を禁ずるを要することあるべし。此の場合に於ては前文と同形式の規定を設くることを得べきなり。

第四章 歩行者ノ権利義務

第五條 歩行者ノ通行權

一 如何ナル車馬ノ操縱者ト雖標示セラレタル横斷歩道内ニ在ル歩行者及標示ヲ有セザルモ街廓ノ一端ニ於ケル横斷歩道ニ該當スル車道内ニ在ル歩行者ニ對シテハ通行

權ヲ讓ルコトヲ要ス。但シ警察官又ハ交通整理信號ニ依リテ交通整理ノ行ハレル、地點及歩行隧道又ハ高架道ニ依ル横斷歩道ノ施設ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ。

二 或ル車馬ガ車道ヲ横断シツ、アル歩行者ヲシテ其ノ通行ヲ續ケシムル爲標示セラレタル横斷歩道又ハ交叉點ニ停止セル場合ハ於テ、其後方ヨリ來レル他ノ車馬ノ操縱者ガ停止セル車馬ニ追及シテ之ヲ追越スハ違法トス。

三 標示セラレ又ハ標示セラレタル横斷歩道以外ニ在リテハ如何ナル地點ニ於テモ、車道ヲ横断シツ、アル歩行者ニ於テ其ノ車道上ニ在ル車馬ニ通行權ヲ讓ルコトヲ要ス但シ此ノ規定ハ車馬ノ操縱者ノ安全ニ對シテ相當ノ注意ヲ爲サブルコトヲ許容スルモノニ非ズ。

第十六條 交通整理ヲ行フ交叉點ニ於ケル歩行者

ノ 権利義務

交通ガ交通整理信號又ハ警察官ニ依リテ整理モラル交又點ニ於テハ、車馬操縱者ハ横斷シツツアル又ハ綠色若ハ「進メ」ノ信號ニ依リテ横断セントスル步行者ニ對シ通行權ヲ讓ルコトヲ要ス。

前項以外ノ場合ニ於テハ步行者ハ綠色又ハ「進メ」ノ信號ハ依リ適法ニ其ノ直前ヲ進行スル車馬ニ對シ通行權ヲ讓ルコトヲ要ス。

〔註〕 本條は車馬の操縱者をして「進メ」の信號に依りて横断しつゝある又は横断せんとする歩行者に對し通行權を讓ることを要求し、以て次の如き狀態に在る歩行者を保護せんが爲に規定せられたるものなり。即ち

一 「進メ」の信號に面して街路を横断せんとする歩行者は、假令其の信號が變化して交叉點上に在る車馬に對し「進メ」の信號表はるさも、其の進行を繼續することを得しめらるべきものなり。又、此の場合に於ける車馬は、歩行者に危害を加ふる如き速度を以て歩行者の進路を横断すべからざるものとす。

二 一歩行者と一車馬とが同一の「進メ」の信號に依り、歩

行者は許されたる方向に街路を横断せんとし、車馬は該歩行者を超越して左轉向又は右轉向の何れかを爲さんとする場合に於ては、車馬は通行權を歩行者に譲るべし。

此の場合に於て、歩行者と車馬との交通が非常に頻繁なるときは、歩行者の行進が車馬の交通の妨害となるべしと云ふものなきに非ず。果して然らば、勤務中の官吏は「進メ」の信號に依りて進行する歩行者と轉向する車馬とを相互的に時間に依りて整理すべく、或は歩行者の交通と車馬の交通とに各別の時間を與ふべきなり。

若干の都市に於ては歩行者が交通整理信號に完全に服従することを要求するは有利にして且實行し易きことなるを發見せり。かかる場合には第十六條を次の如く規定すべし。

第十六條 交通整理チ行フ交叉點ニ於ケル

歩行者ノ権利義務

交叉點ノ交通ガ交通整理信號又ハ警察官ニ依リテ整理セラル、街路ニ於テハ、步行者ハ赤色又ハ「止メ」ノ信號ニ反シテ車道ヲ横断スペカラズ。又、標示セラレ若ハ標示セラレザル横断歩道以外ニ於テハ如何ナル場所ヲモ横断スペカラズ。

綠色又ハ「進メ」ノ信號ニ依リ、前項ノ横断歩道ヲ通過シ又ハ通過セントスル步行者ハ、對向縁石又ハ安全地帯ニ到

着スル迄、總テノ車馬、轉向セントスル車馬ニ對シ通行權ヲ有ス。斯ノ如キ狀態ニ在ル步行者ニ通行權ヲ讓ラザル車

通ノ街路ニ之ヲ適用セズ。

尙、前記の如き步行者をして交通整理信號に完全に服從せしむる規則の成功又は不成功に終る原因に就ては本條例準則の終りに報告せんさす。

二 乗客ヲ乗降セシムル爲ニ停留シ又ハ停止セントスル電

車ニ追及スル車馬ノ操縱者ハ、其ノ車馬ヲ該電車ノ最モ自己ニ近接セル出入口ノ後方ニ停メ、斯カル乗客ガ乗車シ又ハ安全ナル箇所ニ到着スル迄停止ヲ繼續スベシ。此ノ場合ニ於テ安全地帶ノ設備アル箇所ニ在リテハ、車馬ハ該電車ノ通過スル迄停止スルヲ要セザルモ適法又ハ適度ヲ超ユル速度ヲ出サズ、步行者ノ安全ニ必要ナル注意ヲ爲スコトヲ要ス。但シ、此ノ規定ハ一方交通ノ街路ニ於テ電車ノ左側ヲ通過スル場合ニハ之ヲ適用セズ。

私有車馬ノ操縱者ニ便乗ヲ求ムル目的ヲ以テ車道ニ佇立スル者ハ違法ナリトス。

第十八條 車馬ヲ待ツ步行者

歩行者ハ實行シ得ル限り横斷歩道ノ右側路上ヲ通行スベシ。

第五章 電車及汽車

第十九條 電車ヲ追越ス場合

一 車馬ノ操縱者ハ同一方向ニ在ル電車ニ對シテハ其ノ運轉中ナルト一時停留中ナルトヲ間ハズ之に追及シ其ノ左側ニ於テ之ヲ追越スコトヲ得ズ。但シ此ノ規定ハ一方交

用セズ

註 電車の軌條が車道の中央若は中央附近に敷設せられず、又は不平均なる車馬の交通其の他の事由に依り、電車の左側に交通路を設くる必要ある街路に在りては、本條第一項に例外を設くるを得。尤も、斯かる街路は其の數多からず、

而かも軌條の永久的設備が交通の條件を支配するものなるを以て、第一項但書を左の如く規定するを可とす。即ち

但シ此ノ規定ハ一方交通ノ街路及左記區間ノ街路ニ之ヲ適

.....街路ノ區間名

第二十條 電車軌條上ノ運轉

一 如何ナル車馬ノ操縱者ト雖公ノ街路上ニ在ル電車ノ前方ノ軌道上ヲ前進スル場合ニ於テ、該電車ノ運轉手ヨリ信號アリタルトキ實行シ得ル限り迅速ニ軌道外ニ出ヅルコトヲ怠ル者ハ違法トス。

二 電車ガ交叉點ヲ通過シ始メタル場合ニ於テハ、車馬ノ操縱者ハ該電車ノ前方ニ於ケル交叉點内ニ於テ軌條上ヲ又ハ軌條ヲ横斷シテ車馬ノ運轉ヲ爲スベカラズ。

第二十一條 安全地帶内ノ運轉禁止

本條例ノ規定ニ依ル安全地帶内ニ於テ車馬ヲ運轉スルハ如何ナル場合ニ於テモ違法ナリ。
〔註〕 第一條に規定する定義によれば、安全地帶は軌條敷地を包含せず。又第二十一條の規定は安全地帶の左右側を通過することを禁ずるものに非ず。従つて之を許容するものなることを注意するを要す。若し或る都市に於て安全地帶の左側を運轉することを禁止せんとするときは、第二十一條に左の一項を加ふべきなり。

二 車馬ノ操縱者が安全地帶ノ左側ヲ運轉スルハ如何ナル場合ニ於テモ違法トス。

第二十二條 電車及車馬ノ乗降

何人ト雖電車又ハ車馬ノ運轉中ニ乘降スルハ總テ違法トス。

第二十三條 違法ノ乗車

何人ト雖電車其ノ他ノ車馬ノ運轉中ニ於テ、乗客ノ使用ニ供スル目的ヲ以テ設備セサル箇所ニ乗車スルハ違法トス。但シ本條ノ規定ハ其ノ職務ヲ執行スル從業員及商品ノ積載ヲ目的トル車體ニ之ヲ適用セズ。

第二十四條 汽車及電車ノ街路遮断ノ禁止

汽車又ハ電車ノ車掌又ハ操縱者が五分間以上ニ涉リ街路交通ヲ遮断スルヤウ其ノ汽車又ハ電車ノ操縱ヲ爲シ又ハ爲サシムルハ違法トス。但シ此ノ規定ハ運轉中ニ非ズシテ進行中ニ在ル汽車又ハ電車ニ之ヲ適用セズ。
乗客ヲ乗降セシムル爲交叉點内又ハ横斷歩道ニ汽車又ハ電車ヲ停止スルハ違法トス。

第六章 停車、停留及駐車

又點ヨリ十五呎以内。

五 車道ノ側端ニ設置セル交通警戒標、停止標識又ハ交通

整理信號ノ如何ナルモノニ對シテモ、之ニ接近スルコト

三十呎以内。

他ノ交通トノ混雜ヲ避クル爲必要ナル場合又ハ警察官署ハ

交通整理信號ノ指揮ニ應ズル場合ノ外、左記各號ノ箇所ニ

於テ車馬ヲ停車、停留又ハ駐車セシムルハ違法トス。

一 交叉點ノ區域内。

二 橫斷歩道ノ上。

三 安全地帶トニ接近スル緣石トノ間又ハ安全地帶ノ端、

ヨリ之ニ直接對向スル緣石ノ方向ヘ二十呎以内。(然ラザ

レバ(交通當局)ニ於テ標識ヲ以テ表示シタル距離内。

〔註〕 安全地帶の端より十五呎以内に於て車馬の停車、又は駐車を禁ずるを可とする說あり。其の正確なる距離は車道の幅員、交通の數量、其の他の實質的事由に依りて決定せらるべきものとす。

第二十六條 一定箇所ニ於テル貨物ノ積卸

きものとす。

四 緣石線ノ交叉點ヨリ二十五呎以内、緣石ナキ場合ニ在

リテハ、小路ニ在ラザル交叉點ニ於テ、道路境界線ノ交

一 (交通當局)ハ乗車地帶、貨物積卸地帶ノ位置ヲ決定シ

適當ナル記號ヲ以テ之ヲ標示シ且維持スル權限ヲ有ス。

〔註〕 都市によりては第一項に規定する乗車地帶、貨物積卸地

帶の位置を決定する（交通當局）の權限を更に限定的に明確ならしむることを望むものもあるべく、又從來の規則中には如何なる街路に於ても縁石線の一定割合を超ゆることを許さざるものあり。

二 乘車地帶ノ標示アル個所ニ於テ迅速ニ乗客ヲ乗降セシムルニ必要ナルヨリ以上ノ時間ニ亘り停車、停留、駐車スル車馬ヲ操縱スルハ違法トス。

〔註〕 乘車地帶は學校、教會、劇場、旅館、病院等の如く多衆集合する場所に於ける乗客交通の便に供する爲に必要なり。斯かる地帶は其の區域、時間等を明瞭に表示し、其の時間内に於ては乗客の乗降に専用せしむべきものとす。

三 貨物積卸地帶ノ標示アル箇所ニ於テ乗客ヲ迅速ニ乗降セシメ又ハ貨物ヲ積ミ卸シ若クハ配給スル爲ニ要スルヨ

リ以上ニ亘り停車、停留、駐車スル車馬ノ操縱者ハ違法トス。如何ナル場合ニ於テモ貨物ノ積卸ニハ三十分ヲ超ユルベカラズ。

〔註〕 貨物積卸地帶は貨物の積み卸し作業の爲、縁石線に沿へる適當なる箇所を指定し、以て交通の螺集せる地域に於ける

二列停駐車を減ずる爲に必要なり。又貨物積卸地帶は必要に應じビルディングの貨物發送場の前、其の他商業的交通の頻繁なる場所に設けらる。必要なる場合に在りては此の規定は小路街の全部又は駐車が貨物積卸しの妨害となる場所にも適用せらるべし。乗客の乗降は短時間を要するに過ぎざるを以て斯かる地帶に於ても商業交通に多大の妨害を與ふることなく之を許容せらるべきなり。

夕刻に於ては貨物積卸地帶に制限なき駐車を許容することを望むことあり。此の場合には第三項に次の規定を加ふべきなり。即ち

本項ノ規定ハ午後六時ヨリ翌日午前六時ニ至ル時間内ニ於テハ之ヲ適用セズ。

第二十七條

乗合自動車停車場、貸自動車溜場及貸馬車溜場ノ設定ニ關スル（交通當局）ノ權限

ス。是等乗合自動車停車場、貸自動車溜場及貸馬車溜場ハ適當ナル記號ヲ以テ之ヲ標示スルコトヲ要ス。

「註」 或る都市に在りては（交通當局）に依りて設定すべき乗合自動車停車場、貸自動車溜場、貸馬車溜場に關し多少細密なる規定を設くるの要あるべし。

第一十八條 乗合自動車停車場、貸自動車溜場、

貸馬車溜場ニ於ケル他ノ車馬ノ駐車ノ禁止

乗合自動車以外ノ車馬ノ操縱者ガ公設ノ乗合自動車停車場ニ停車又ハ駐車シ、貸自動車以外ノ車馬ノ操縱者ガ公設ノ

第一十九條 一 路、商業區其ノ他ノ場所ニ停留又ハ駐車スルハ違法トス。 如何ナル車馬ノ操縱者ト雖小路以外ノ街路ニ於テ、他ノ車場ノ操縱者ガ乗客ノ乗降ヲ爲サシムル爲メ又ハ交通規則、交通標識、信號若ハ警察官ノ指揮ニ従ヒ一時停車スルトキ自由ニ該車馬ノ操縱ヲ爲スコトヲ得シムル爲ニシメツ、アル間一時的ニ停車スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

シ乗客用車馬ノ操縱者が乗客ヲ乗降セシムル爲又ハ乗降セシメツ、アル間一時的ニ停車スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

シ乗客用車馬ノ操縱者が乗客ヲ乗降セシムル爲又ハ乗降セシメツ、アル間一時的ニ停車スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

シ乗客用車馬ノ操縱者が乗客ヲ乗降セシムル爲又ハ乗降セシメツ、アル間一時的ニ停車スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

シ乗客用車馬ノ操縱者が乗客ヲ乗降セシムル爲又ハ乗降セシメツ、アル間一時的ニ停車スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第二十九條 乗合自動車、貸自動車及貸馬車ガ定

メラレタル場所以外ニ駐車スルノ禁止

如何ナル乗合自動車、貸自動車又ハ貸馬車ノ操縱者ト雖、乘合自動車停車場、貸自動車溜場又ハ貸馬車溜場以外ノ街

但シ此ノ規定ハ是等車馬ノ操縱者ガ乗客ヲ乗降セシムル爲又ハ乗降セシメツ、アル間一時的ニ停車スルヲ妨グモノニ非ズ。

「註」 乗合自動車停車場を設くる第一の目的は進行中の交通に對し最も少き障害に於て乗客の乗降を爲さし得る場所を定むる點に存す。貸自動車溜場及貸馬車溜場の選定は彼等が雇はるゝ迄待つことを得しむるに存し、是等溜場の使用に依りて彼等が乗客を得んとして頻りに徘徊するを防ぐことを得。

第三十條 一定場所ニ於ケル駐車ノ禁止

一 車道幅員二十呎以上ノ餘地ヲ存セズシテ自己ノ車馬ヲ停車停留又ハ駐車スルハ違法トス。

一 車馬操縱者ガ、小路ニ於ケル車馬交通ノ自由操作ノ爲、其ノ車道幅員二十呎以上ノ餘地ヲ存セズシテ自己ノ

車馬ヲ駐車スルハ違法トス。

第三十一條 指定地ニ於ケル駐車時間ノ制限

第三十三條 終夜駐車ノ禁止

車馬ノ操縦者ハ左記ノ地區ニ於テハ午前何時ヨリ午後何時迄ノ如何ナル時ニ於テモ何時間以上駐車スルコトヲ得ズ。但シ日曜及公休日ヲ除ク。

前項ノ規定ヲ記載シタル標識ハ之ヲ各街郭ニ設置シ且維持スルコトヲ要ス。

〔註〕 本條は指定地區内に於て或る最長時間迄駐車を制限する必要あるとき規定の效果を見るものとす。

第三十二條 指定地ニ於テ一定時間中駐車ノ禁止
車馬ノ操縦者ハ、指定シタル地區内及左記ノ街路ニ於テ日曜及公休日以外ノ日ノ何時ヨリ何時迄ノ間、其ノ車馬ヲ駐車スルコトヲ得ズ。

此ノ規定ノ標識ハ各其ノ街郭ニ之ヲ設置シ且維持スルコトヲ要ス。

〔註〕 此の規定は商業中心地其の他の街路に於て金取引日中又は朝夕の混雑時中其の他一定の時間内車馬の駐車を禁止する

ことを欲する場合に設くるを適當とす。

如何ナル車馬ノ操縦者ト雖午前二時ヨリ午前六時迄ノ時間内ニ於テハ如何ナル街路ニ於テモ三十分間以上其ノ車馬ヲ駐車スルハ違法トス。

第三十四條 線石ニ接着スル停留又ハ駐車

一 交通取締規則又ハ交通標識若ハ信號ニ從フ爲必要ナル場合ノ外、車馬ノ操縦者ハ其ノ車馬ヲ車道ノ側端ト平行ニシ且交通ノ方向ニ向ケ、車道ノ側端ト車馬ノ線石側ノ車輛トノ間ニ六時以上ヲ存シテ停車、停留又ハ駐車スルコトヲ要ス。但シ左ノ各號ニ規定シタル場合ヲ除ク。

イ 標識又ハ信號ヲ以テ角度駐車ヲ爲スペキコトヲ定メタル街路ニ於テハ、車馬ハ其ノ標識又ハ信號ノ規定ニ従ヒ線石線ニ一定角度ヲナシテ駐車スベシ。

ロ 物品運送ニ從事スル車馬が商品其ノ他ノ物品ヲ積卸シスル爲ニ車馬ノ所有者ガ特別ノ許可ヲ得、操縦者ガ其ノ許可書ヲ有シ若ハ之ヲ其ノ車馬ニ貼付シアルトキ

ハ、當該車馬ハ許サレタル場所及時間内ニ限り縁石線内ニ後進シテ停車スルコトヲ得。但シ其ノ特別許可ニ附屬スル條件ニ違背スルコトヲ得ズ。

二（交通當局）ハ如何ナル街路ニ於テ角度駐車ヲ許可スベキヤヲ決定シ、其ノ街路ニ標識又ハ記號ヲ設ケ又ハ設ク

ルノ手續ヲ爲スベシ。

三（交通當局）ハ商品又ハ物品ノ運送ニ使用セラル車馬

ノ所有者ニ對シ、其ノ車馬ノ操縱者ガ該車馬ヲ縁石線内ニ後進シテ停車シ商品又ハ物品ノ積卸ヲ爲スコトヲ許可

スル權限ヲ有ス。此ノ許可ハ毎年之ヲ更新シ、許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得ルモノトス尙此ノ許可ヲ爲スノ權

限ハ（交通當局）ニ於テ其ノ所有者ノ營業上必要ニシテ而モ交通上大ナル支障ナシト認メタルトキニ限り之ヲ行

使スルコトヲ得。

〔註〕 本條は許可書に記載せる條件の下に貨物の積卸しを爲す

爲車馬を縁石線に向つて後進停車することを許容せんとする
さきに於て必要なり。蓋、此の慣習は車上に於ける他の車馬

の交通に對し重大なる妨害を與ふべ雖、現時の裝置にては車輛の側部より積卸しあること困難なるものあることを虑べからず、然りと雖、當今に於ては軌條を低廉に設置することを得るを以て、石炭の如き貨物は軌條を設くることによりて車輛の後部又は兩側より之を積卸すことを得べきなり。

第三十五條 販賣ノ爲ノ駐車禁止

何人ト雖車馬ヲ販賣スル目的ヲ以テ街路上ニ陳列シ駐車スルハ違法トス。

第三十六條 廣告掲揚ヲ主目的トスル車馬ノ使用

禁止

何人ト雖廣告掲揚ヲ主タル目的トシテ車馬ヲ街路上ニ運轉シ又ハ駐車スルハ違法トス。